

## 防犯カメラの運用に関する指針

### 1 目的

この指針は、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例（平成15年滋賀県条例第5号）に基づき犯罪防止に留意した施設の普及などによる安全なまちづくりを推進するに当たり、防犯カメラを設置する場合において、その撮影または記録された画像を適正に管理するために必要な方策を定め、もって県民等のプライバシーを保護することを目的とする。

### 2 定義

この指針における用語の定義は、次に定めるとおりとする。

- (1) 防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として不特定または多数の者が出入りする場所に固定して設置された画像撮影装置（副次的に犯罪の予防を目的とするものを含む。）で、画像表示または画像記録の機能を有するものをいう。
- (2) 画像とは、防犯カメラにより撮影または記録されたものであって、それによって特定の個人を識別することができるものをいう。

### 3 適用理念等

- (1) この指針は、防犯カメラを設置し、または管理する者（以下「設置者等」という。）が実施に努めるべき方策等を示すものとする。
- (2) この指針は、犯罪の予防への防犯カメラの有用性と県民等の容ぼう、姿態をみだりに撮影されない自由の保護との調和を旨に運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

### 4 設置者等の責務

設置者等は、県民等のプライバシーを保護するため、防犯カメラを設置する施設の特色、設置目的等に応じて運用基準を定めるなど、その適正な管理に努めるものとする。

### 5 運用責任者の指定

設置者等は、防犯カメラを運用するに当たっては、その適切な管理および利用を図るため、運用責任者を指定するものとする。

### 6 設置の明示

設置者等は、防犯カメラを設置するに当たっては、設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラを設置していることを明示する措置を講ずるものとする。

## 7 画像の利用および提供の制限

画像は、次に掲げる場合を除き、利用目的以外の目的に利用し、または他に提供してはならない。

- (1) 法令等に基づく場合
- (2) 個人の生命、身体または財産を守るため緊急かつやむを得ないと認める場合
- (3) 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合

## 8 画像の保存

画像の保存期間は、次に掲げる場合を除き2週間程度とする。

- (1) 法令等に基づく場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合

## 9 画像の消去

画像は、8に定める保存期間または8の(1)もしくは(2)に定める事由が終了した後、速やかに消去するものとする。

## 附 則

この指針は、平成16年12月14日から施行する。